

中小企業向けイクボス普及・拡大事業委託業務 仕様書
(令和6年度「日本創生のための将来世代応援知事同盟」共同事業)

1 委託業務の名称

中小企業向けイクボス普及・拡大事業委託業務

2 事業主体

日本創生のための将来世代応援知事同盟

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

4 業務委託の目的

本業務は、多様化する労働者のニーズや若年層の都市部への流出が深刻化している背景を踏まえ、日本創生のための将来世代応援知事同盟を構成する25道府県の中小企業を対象として生産性向上や労働環境の改善を図る、働き方改革などをテーマとした研修会を開催し、優秀な人材の確保や定着を促進し、「イクボス」の普及・拡大の取組を進めることを目的として実施する。

5 事業の概要

(1) 概要

講師による基調講演を主題としたオンライン形式によるセミナーを2回開催する

(2) 対象者

対象者は「日本創生のための将来世代応援知事同盟」に加盟する道府県に所在する中小企業の経営者及び人事管理労務担当者等

(3) 開催日時

セミナー開催の日時は、令和6年12月から令和7年2月までの期間において、発注者と協議の上、参加者が参加しやすい日程・時間帯を設定する。

(4) 講師連絡調整

講師については発注者が指名し、受託者において連絡調整し、事業実施に関する打ち合わせ等の準備を行うこととする。

6 委託業務内容

(1) 事業全般

イ 当事業全般の企画を実施すること。なお、事業の実施にあたり必要な経費はすべて委託料に含めるものとする(ただし、講師の謝金(消費税、地方消費税を含む)は発注者が負担する)。

ロ 「5 事業の概要」に沿った内容で、セミナーの企画運営、スケジュール調整を行うこと。

(2) 参加者の募集、受付申込み

イ 本セミナーのPRに係るチラシ(A4両面1枚)やインターネット広告、Webサイト用のバナーのデザインを制作すること。

ロ 広報物の制作に当たっては、多くの参加を目指したデザイン等を検討するとともに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」加盟の道県が実施するPR活動へ可能な範囲で協力すること。

ハ 参加者の募集及びそれに伴う申込の受付等を行うこと。

ニ 本委託業務の実施に当たっては、業務を円滑に進めるため、発注者に進捗状況を適宜報告するとともに、必要な打合せの機会を設けること。

7 業務実施計画書等

業務の契約締結後、速やかに次の書類を提出し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。

- (1) 業務従事者等届（運営責任者、業務の各担当者等の氏名）
- (2) 業務実施工程届（工程表）
- (3) 業務管理体制届（情報資産の管理体制、障害発生時及び緊急事態が生じた場合に備えた連絡体制等）

8 業務完了報告書等

受注者は業務実施後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者による検査を受けること。

9 成果品等

- (1) 業務を行った際に作成した資料一式
- (2) 業務を行った際に収集した資料一式

10 対象経費

本業務の実施に伴う対象経費は、5の業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に該当する経費は認めない。なお、データ化等に使用するOA機器等については、レンタル又はリース契約による対応を原則とする。

- (1) 機械・機器等の備品購入費（5万円以上のもの）
- (2) 土地・建物を取得するための経費
- (3) 施設・設備を設置又は改修するための経費
- (4) その他本事業との関連がないと発注者が判断した経費

11 成果の帰属及び秘密保持等

- (1) 成果の帰属

本業務により得た成果及び成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

- (2) 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た秘密を契約終了後も保持しなければならない。業務終了後も同様とする。

- (3) 個人情報の取扱い

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度発注者との協議により決定する。
- (2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。